

# 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月22日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永山 貴大

## 記

### 1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 永山 貴大

### 2 契約概要

- (1) 契約件名 先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務
- (2) 契約内容 仕様書による。
- (3) 納入期限 仕様書による。

### 3 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
  - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
  - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 企画提案書の特定のための評価基準  
事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、知見及び実績の有無、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4 手続等

- (1) 担当部局  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館内 警察庁警備局外事情報部外事課  
電話 03-3581-0141
- (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法  
令和5年6月12日 17時00分  
上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。

### 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (4) 詳細は仕様書による。

# 先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務

警察庁長官官房会計課

## 項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査手順書
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

## メモ

### 1 方式

公募型プロポーザル方式

### 2 契約予定額

11,200,000円（税込み）

### 3 企画提案書の提出期限

令和5年6月12日 17時00分（必着）

### 4 企画提案書の構成

「応募要領」をご確認ください。

### 5 企画提案書と併せて、以下書類をご提出ください。

#### (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。

#### (2) 見積書

見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。

提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。宛名は「警察庁」でお願いします。また、見積額は契約金額をご提示ください。

### 6 契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

### 7 仕様に関する照会先

警備局外事情報部外事課

電話 03-3581-0141

### 8 注意事項

入札を辞退される方は、別紙の「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

# 仕様書

## 第1 件名

先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務

## 第2 適用及び位置付け

本仕様書は、先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務に関する諸手続について、警察庁（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対して要求する項目を定めたものである。

## 第3 業務の目的と概要

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しているところ、近年、外国の企業、大学等の関係者が、先端技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問し、海外進出や共同研究、技術提供を働き掛けるなどしている。こうした活動には違法・不当なものもあり、現に令和2年1月には、警視庁が、外国情報機関員とみられる者に唆され、営業秘密である機密情報を不正に取得した通信関連会社元社員を検挙したほか、同年10月には、大阪府警察が、勤務先の営業秘密に係る情報を不正に領得した上で、当該情報を外国に所在する企業に開示した大手化学メーカーの元社員を検挙するなどしており、我が国における諸外国の活発な技術獲得動向の一端が明らかになっている。

こうした情勢を踏まえ、我が国の企業・研究機関等が保有する高度な技術情報等の流出防止のために効果的な対策をとることができるよう、産学官の連携による取組を進めて行く必要があることから、広報啓発用動画及び企業や研究機関等へ配布可能なパンフレットを制作することにより、効果的かつ一体的な広報啓発活動を実施する。

## 第4 業務の内容

### 1 広報啓発用動画の制作業務

#### (1) 基本事項

我が国の企業・研究機関等が保有する先端技術の流出をめぐる情勢や具体的事例とその特徴、被害防止対策等について、先端技術を保有する企業や研究機関等に対する効果的かつ一体的な広報啓発活動を展開できるよう、広報啓発用の動画を制作する。

また、当該動画を一般国民にも広く視聴してもらうことで技術情報の流出防止に対する社会的機運を高めることも念頭に置き、専門分野に精通していない者にとっても分かりやすい構成・内容の動画を制作する。

#### (2) 動画の構成内容（以下は現時点の一案であり、新たな構成や修正の提案を妨げるものではない。また、契約後の検討により変更があり得る。）

具体的な内容は、乙の提案に基づいて甲と協議した上で決定するが、原則として、甲が既に作成した動画（別添1参照）と異なるテイストで制作することとし、

- ・ 技術情報流出のリスク

- ・ 技術情報流出の具体的事例
  - ・ 技術情報の流出防止対策
- といった内容を含むものとする。

また、動画は少なくとも2パターン以上制作することとし、いずれのパターンにおいても2～5分程度の動画（以下「本編」という。）と、本編の要点をまとめた15秒程度のものの2種類を制作することとする。

さらに、本編については、それぞれ映像に英字翻訳を付すなどした英訳版も制作することとする。

なお、出演者、撮影場所、撮影・編集機材等の本動画制作に必要な準備・調整事務は、乙の責任により実施する。

### (3) 成果物

制作した各動画のファイルデータ（サムネイル画像などの付属情報を含む）を記録したUSBメモリ2個（視聴用1個、ホームページ掲載用1個）

なお、当該動画はYoutube、Twitter、Facebook等への投稿を予定していることから、原則としてmp4ファイル形式で記録することとし、甲からファイル形式に関する追加の指示があった際には対応すること。

### (4) 納品

制作終了後、甲の検査により本仕様書どおりに制作された成果物であることの確認を受けた上、

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁警備局外事情報部外事課（以下「警察庁外事課」という。）

に納品すること。

なお、納品日の詳細については甲と別途協議するものとするが、令和5年9月29日を超えない日を設定することとする。

### (5) 制作上の留意事項

- ・ CG、アニメーション、画像、イラスト、文字、図等は、甲の点検を受けた後、制作に使用するものとする。
- ・ 解説（ナレーション・会話）、効果音、音楽等は明瞭に入れる。
- ・ 撮影・録音を必要とする場合は、乙が用意する必要な設備が整った施設を使用して行うものとする。なお、街頭において撮影・録音する必要がある場合は、乙により必要な許可を取得する。
- ・ 本動画の制作に際し、内容の充実に資すると認められる場合には、甲において保有する資料等の提供及び使用も可とする。
- ・ 乙は、制作の途中過程を甲へ適宜報告しながら作業を進めることとし、甲は乙に対し、成果物を決定するまで適宜修正を求めることができるものとする。

## 2 広報啓発用パンフレットの制作業務

(1) 基本事項

各種説明会等の場において、警察庁及び都道府県警察が効果的かつ一体的な広報啓発活動を実施できるよう、企業や研究機関等への配布を目的とした広報啓発用パンフレットを制作する。

(2) パンフレットの構成内容（以下は現時点の一案であり、新たな構成や修正の提案を妨げるものではない。また、契約後の検討により変更があり得る。）

パンフレットの具体的な内容は、前記動画の内容を効果的に集約（紹介）したものとし、これ以上の具体的なデザイン、内容は、乙の提案に基づいて甲と協議した上で決定する。

また、日本語版、英訳版の2パターンを作成すること。

なお、本パンフレット制作に当たって必要な準備・調整事務は、乙の責任により実施する。

(3) 成果物

① パンフレット A4版 日本語版：60,000枚 英訳版：3,000枚（仕様は別添2のとおり）

※ ただし、甲からサイズ・部数に関して別途指示があった場合は、契約金額の範囲内で可能な限り対応することとする。

② USBメモリ 1個

- ・ 完成した状態のパンフレットのデータ（可能な限り高解像度のもの）
- ・ イラスト部分と文字部分等をそれぞれ独立させたレイヤーごとのデータ

※ データ形式については、甲が別途指示する（JPEG形式及びPDF形式を想定。）。

※ レイヤーのうち、クレジットに関する部分については、Windows10で改変し易い形式とすること。

(4) 納品

① パンフレット及びUSBメモリの納品期日及び納品場所

制作終了後、甲の検査により本仕様書どおりに制作された成果物であることの確認を受けた上、(3)①パンフレットについては各納品先（納品先、内訳等は別添3の配布計画のとおり）に納品すること。

※ 各納品先への搬入の日時、方法等については、受託者において、納品先の担当者と調整すること。各納品先の担当者連絡先等については、受託者に対して別途指示する。

また、(3)②USBメモリについては

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号  
警察庁外事課

に納品すること。

なお、納品日の詳細については甲と別途協議するものとするが、令和5年10月16

日を超えない日を設定することとする。

## ② 受領書

各納品先への納品に当たっては、受領書を作成し、納品先担当者の署名を得た上で、警察庁担当者へ提出すること。

受領書の様式については、別添4のとおりとすること。

ただし、あらかじめ警察庁担当者が承認した場合は、これと異なる様式によることができるものとする。

## (5) 制作上の留意事項

- ・ 警察庁特設ページ及び制作動画掲載ページへのアクセス方法をQRコードで掲載すること。
- ・ 本コンテンツの制作に際し、内容の充実に資すると認められる場合には、甲において保有する資料等の提供及び使用も可とする。
- ・ 甲は乙に対し、成果物を決定するまで適宜修正を求めることができるものとする。

## 第5 業務実施体制

乙は、本業務の遂行に必要な業務責任者を1人以上配置する。業務責任者は、この契約の履行に関し、他の事務担当者を統括し、甲との連携を密にするとともに、業務が効果的に実行されるよう業務全体の運営管理を行うものとする。

また、乙は、甲の要望等を聴取して業務に反映させるものとする。

## 第6 知的財産権等

- (1) 本業務に係る成果物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き甲が乙に受領書を交付したときをもって甲に移転するものとし、甲の許可なく複製、利用及び第三者に公開又は譲渡してはならない。また、乙は甲に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
  - ① 納入成果物に、乙が本業務の契約前から権利を有する著作権（乙の権利の範囲について、契約後甲の承認を得たものに限る。）（以下「乙の既存著作物」という。）が含まれる場合、当該乙の既存著作物
  - ② 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、当該第三者の既存著作物
- (2) 上記(1)①で示した乙の既存著作物については、成果物で利用する目的の範囲に限り、甲は乙に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。



- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、乙は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- なお、この場合、乙は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ甲の了承を得ることとする。また、使用許諾の手続は書面をもって行うこと。
- (4) 乙は、納品物をあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、動画やアニメーション、その他のウェブコンテンツにおける出演者、デザイン・楽曲提供者等の他の権利者との権利処理について、使用方法・期限や掲載媒体等の制限を定めないよう必要な調整を行うものとする。
- (5) 納品物のうち、パンフレットについては、甲がデータを都道府県警察へ配布し、都道府県警察がクレジット等を変更した上で印字・配布を行うことをあらかじめ承知しておくこと。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任と費用負担において一切の処理を行うこととする。契約期間終了後においても同様とする。

## 第7 留意事項

- (1) 業務の処理に関する事項
- ① 乙は、本業務の受託後速やかに業務実施計画を作成し、第1回目の甲との打ち合わせにおいて提出すること。
- ② 乙は、契約期間中、本業務の履行状況を適宜甲へ報告し、当初の計画通り業務を履行できるようにすること。また、甲が履行状況について指導を行った場合は、これに誠実に対応すること。
- ③ 本業務の遂行に当たり、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合はその都度甲と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても必要と認められる事項については、甲と協議の上、契約金額の範囲内で可能な限り対応することとし、甲と密に連絡を取りながら制作を進めること。
- ④ 収集した資料については、その収集に係る費用の有無にかかわらず、その概要のみではなく当該資料本体についても甲に提出すること。
- ⑤ 甲の許可を得た場合を除き、成果物はすべて日本語（あらかじめ指定されたものは、英語）で対応すること。

(2) 保秘に関する事項

- ① 本業務により知り得た情報や資料を、甲の許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- ② 本業務により取得した情報が記載・記録されたものについては、納品後速やかに細断、破棄、返却等の措置を講じ、情報の漏洩が生じないようにすること。
- ③ 本契約の一部を他の事業者等に委託する場合は、当該事業者等も乙と同様に上記①及び②に掲げる事項を遵守する義務を負う。

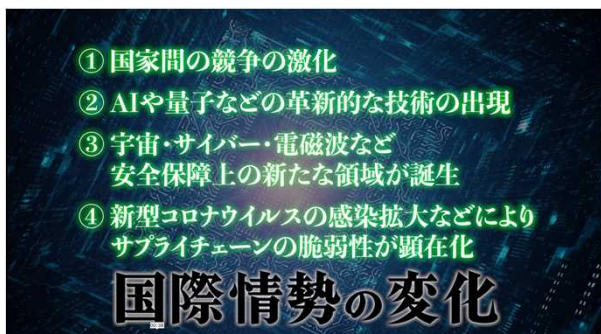
(3) 経費に関する事項

- ① 乙は、本業務に必要な経費の一切を負担すること。

(4) 情報セキュリティに関する事項

- ① 乙が準備する本業務で使用するPCは、ウイルス対策用ソフト等を搭載し、情報セキュリティ対策に万全を期すこと。また、ファイル共有ソフトは使用しないこと。
- ② 乙は、契約期間中及び契約期間満了後、乙により使用していたPCのデータ等が外部に流出した場合には、事案の発生した経緯及び流出状況等について甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に基づき、乙の責任と費用において必要な措置を講ずること。

## 1 情勢編(2分)



## 2 企業編(2分)



## 3 研究機関編(2分)



印刷物仕様書			
発注局課	警備局外事課	担当者	立石 TEL : 6418
品目	経済安全保障広報啓発パンフレット		
数量	仕様書のとおり	納入期限	令和5年10月16日(月)
仕上規格	A3・A4・A5・B4・B5・B6・その他( )		
校正	受注者責任校正・発注課校正		
印刷の種類	書籍類・リーフレット・帳票類・その他		
	写真印刷	新規打直	MO渡し 有・無
	白黒	全てカラー	一部カラー
写真	有・無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ・針金とじ(平とじ・中とじ)・その他( )		
諸加工	はく押し・光沢加工・化粧断ち・穴あけ・ナンバリング		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体裁やレイアウト、配色等の細かなデザインについては、複数案を提示した上で警察庁担当官の了解を受けること。</li> <li>・ 校正は警察庁による校正に合格するまで行い、細かな校正については校正の回数には含まず、適宜警察庁担当官の指示に従って校正すること。</li> <li>・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。</li> <li>・ 警察庁から提供する見本、写真、データ等は、納品時にすべて警察庁係官へ返却すること。</li> <li>・ 納品時には、版下データも納品すること。</li> <li>・ 成果物の著作権は警察庁にあり、警察庁以外の者からの依頼による増刷その他成果物の転用は認めない。</li> <li>・ 見積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</li> </ul>		

## 用紙の規格

表紙	コート紙 110 kg ・ その他 ( ) kg
本文	コート紙 110 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
見返し	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
とびら	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
その他	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
	上質紙 kg ・ その他 ( ) kg
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。</li> <li>・ 見積書には使用する用紙の種類及び規格を付記すること。</li> </ul>

## 「経済安全保障広報啓発パンフレット」配布先と配布数

千番号	住 所	送 付 先	配布部数
060-8520	北海道札幌市中央区北二条西7丁目	北海道警察本部	2,200
030-0801	青森県青森市新町2-3-1	青森県警察本部	600
020-8540	岩手県盛岡市内丸8番10号	岩手県警察本部	700
980-8410	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	800
010-0951	秋田県秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	400
990-8577	山形県山形市松波2-8-1	山形県警察本部	400
960-8686	福島県福島市杉妻町5-75	福島県警察本部	1,500
310-8550	茨城県水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	1,000
320-8510	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	1,000
371-8580	群馬県前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	500
330-8533	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	1,500
260-8668	千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号	千葉県警察本部	800
100-8929	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号	警視庁	10,000
100-8974	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	警察庁	6910(日本語版)+3000(英訳版)
231-8403	神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番地	神奈川県警察本部	2,000
950-8553	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	新潟県警察本部	1,000
400-8586	山梨県甲府市丸ノ内1-6-1	山梨県警察本部	200
380-8510	長野県長野市大字南長野字幅下692の2番	長野県警察本部	1000
420-8610	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	静岡県警察本部	2,000
930-8570	富山県富山市新総曲輪1番7号	富山県警察本部	400
920-8553	石川県金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	150
910-8515	福井県福井市大手3-17-1	福井県警察本部	400
500-8501	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	岐阜県警察本部	800
460-8502	愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	3,000
514-8514	三重県津市栄町1丁目100番地	三重県警察本部	600
520-8501	滋賀県大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	700
602-8550	京都府京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85	京都府警察本部	2,000
540-8540	大阪府大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	3,000
650-8510	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	兵庫県警察本部	2,400
630-8578	奈良県奈良市登大路町80番地	奈良県警察本部	600
640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地1	和歌山県警察本部	500
680-8520	鳥取県鳥取市東町1丁目271番地	鳥取県警察本部	400
690-8510	島根県松江市殿町8番地1	島根県警察本部	400
700-0824	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	岡山県警察本部	400
730-8507	広島県広島市中区基町9番42号	広島県警察本部	1,200
753-8504	山口県山口市滝町1番1号	山口県警察本部	800
770-8510	徳島県徳島市万代町2丁目5番地1	徳島県警察本部	400
760-8579	香川県高松市番町4-1-10	香川県警察本部	500
790-8573	愛媛県松山市南堀端町2番地2	愛媛県警察本部	400
780-8544	高知県高知市丸ノ内2-4-30	高知県警察本部	340
812-8576	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	福岡県警察本部	2,400
840-8540	佐賀県佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	300
850-8548	長崎県長崎市尾上町3番3号	長崎県警察本部	600
862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	熊本県警察本部	600
870-8502	大分県大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	600
880-8509	宮崎県宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	400
890-8566	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	鹿児島県警察本部	600
900-0021	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2号	沖縄県警察本部	600
			63,000

## 受領書

令和 年 月 日

●●株式会社 御中

〇〇県警察

(所在地)

(担当部署名)

件名：●

下記物品を確かに受領いたしました。

品目	数量	単位	備考
●●に係るパンフレット		部	

受領担当者氏名：\_\_\_\_\_

# 応 募 要 領

## 第 1 件名

先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務

## 第 2 業務一覧

- 1 広報啓発用動画の制作業務
- 2 広報啓発用パンフレットの制作業務

## 第 3 企画提案書作成要領

### 1 企画提案書の様式

- (1) A4版縦、横書き、両面印刷、日本語で記述したものを提出すること。
- (2) 文字は注記等を除き、原則として、10.5ポイント以上とすること。
- (3) 目次及び頁番号を付与すること。
- (4) 原則として一太郎、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excelを使用すること。
- (5) 企画提案書には、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。
- (6) 企画提案書は、ページ数に上限は設けないが、第3の2企画提案書の記載内容に基づき、簡潔かつ明瞭にすること。

### 2 企画提案書の記載内容

- (1) 実施方針、実施フロー、工程計画（発注者と受託事業者との役割分担が具体的に分かるように記載）を記載する。
- (2) 「先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務」審査項目」及び「審査手順書」に則り、簡潔かつ明瞭に記載すること。
  - ① 項目番号、項目名称は変えないこと。
  - ② 評価は項目ごとに行うので、各項目ごとに提案したい事項を全て記載すること。なお、各項目ごとに提案を完結させること。
- (3) 有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を明確にして提案すること。
- (4) 企画提案書は、特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、日本語で十分に分かりやすい記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。
- (5) 提案に当たって、提案内容についてより具体的・客観的・詳細な説明を行うための資料を添付資料として企画提案書に含めることができる。なお、企画提案書本文と添付資料は対応させること。

## 第 4 提出書類

### 1 企画案



「先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務仕様書」を基に、受託に当たっての基本的な考え方、現状分析と課題の抽出方法、業務実施方法等について、提案趣旨やアピールポイントなどを踏まえて簡潔にわかりやすく記述すること。

## 2 見積書

仕様書に従って制作等する場合の必要経費を積算した見積書。

## 3 業務の実施体制表

本件業務に係る実施体制表（作業責任者を1名、作業管理者を1名以上配置（作業責任者が作業従事者を兼ねることはできないものとする）し、作業従事者全員を記載したもの）及び作業従事者の資格・経験等が記載された経歴書等。

## 4 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」に格付けされている者であることを証明する書類の写し

## 5 関連業務受託実績・財務状況等

本件業務に関連する業務の受託実績（過去5年間（平成30年度から令和4年度まで））及び会社の経歴・財務状況書。

## 6 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し （認定等に該当する企業のみ提出）

## 第5 提出期限等

### 1 提出期限

令和5年6月12日（月）17時必着（郵送又は持参）

### 2 提出部数

印刷物を7部、PDFファイルを記録したDVD又はCDメディアを1枚提出すること。

### 3 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁警備局外事情報部外事課

立石（たていし）

### 4 留意事項

- (1) 提出された企画提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。
- (2) 企画提案書の様式、企画提案書の記載内容に従った企画提案書でないと警察庁が判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。また、説明を求める場合があるので、その場合は誠実に対応すること。

## 第6 選考要領

応募により各社から提出された企画案を検討した上、当庁の意図に沿ったものを1点選定し、当該企画案を提出した会社と契約を締結する。

## 第7 その他

- (1) 企画案の提出は、1社1点とする。
- (2) 企画案に係る一切の経費は応募者の負担とする。
- (3) 企画案の採用に関する合否については、下記担当者から個別に連絡する。
- (4) 企画案等に関する質問は、別紙の質問状に必要事項を記載の上、令和5年6月5日（月）午後5時までに次の宛先に提出すること。  
但し、選考基準、経過等に関する質問は受け付けない。

**【質問状宛先】**

警察庁警備局外事情報部外事課

立石（たていし）

メールアドレス：r.tateishi.fn.xp@npa.go.jp

# 質 問 状

(先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務)

社 名	
質問者	
連絡先	電話番号：
	メールアドレス：
質問内容	

質問日：令和 年 月 日

## 審査手順書

### 1 件名

先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務

### 2 審査方法

- (1) 審査項目は基礎点と加点の2種類に分け、その合計にて決定する。  
(審査項目の内訳については、下記「3 (1) 審査項目の内訳」を参照のこと。)
- (2) 審査項目の区分が基礎点である項目については、最低限の要求水準を要件として設定する。審査の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点とする。  
基礎点である項目のうち1つでも要件を充足していないとみなされた場合には、その応募者を不合格とする。
- (3) 審査項目のうち加点に係る要件の評価は、その提案内容に応じて加点する。(具体的な加点に係る要件の評価については、下記「3 (2) 配点方法」を参照のこと。)
- (4) 評価の合計が同点となった場合には、審査委員会委員長が、同点となった応募者の中から本業務を委託する事業者を決定する。

### 3 審査項目

#### (1) 審査項目の内訳

本契約における審査項目の内訳は、以下のとおりとする。(詳細については、別紙「審査項目」を参照のこと。)

- ・企画点＝ 事業内容及び効果 (130点満点)  
    ＋ 事業実施主体の適格性等 (30点満点)
- ・ワークライフバランス等の推進に関する指標  
(女性活躍推進法、次世代法、若者雇用推進法に基づく認定)  
    ＝ 認定等の区分により最大5点

#### (2) 配点方法

ア 加点に係る要件に関しては、それぞれ以下の審査基準により得点を与え、その合計を技術点とする。

評価 ランク	審 査 基 準	項 目 別 得 点		
		100点	20点	10点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	100	20	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	70	14	7
B	概ね妥当な内容であると認められる。	40	7	4
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0

イ ワークライフバランス等の推進に関する指標の加点方法

厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も加点が高い区分により加点する。

- 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

## 先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務 審査項目

評価項目	評価区分	評価基準	得点配分	
			基礎点	加点
1 事業内容及び効果			130/160	
・業務の目的、趣旨との整合性及び業務内容の妥当性	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書記載の業務内容全てについて提案がなされているか。</li> <li>業務の趣旨・目的との整合性がとれているか。</li> <li>先端技術情報の流出防止対策の周知を図ることのできる内容であるか。</li> </ul>	10	—
	任意	<b>【広報啓発用動画の制作】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>先端技術情報流出防止の重要性を伝えることの出来る、訴求力の高いシナリオが提案されているか。</li> <li>訴求力を高めるための演出や収録、編集上の工夫がなされているか。</li> <li>その他、より効果的な内容とするための創意工夫がなされているか。</li> </ul>	—	100
	任意	<b>【広報啓発用パンフレットの制作】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>手に取った者の目を引くような、デザイン性のあるページを志向する提案がなされているか。</li> <li>必要な情報が分かりやすく整理され、閲覧しやすいパンフレットを志向する提案がなされているか。</li> <li>その他、より効果的な内容とするための創意工夫がなされているか。</li> </ul>	—	20
2 実施主体の適格性等			30/160	
・実施主体の適格性、知見及び実績の有無	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制が明確にされ、作業日程、人員、手順等が効率的であるか。</li> <li>各業務に関する知見、ノウハウを有しているか。</li> </ul>	10	—
	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</li> </ul>	10	—
	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績はどの程度か。</li> <li>当該実績のうち、今回の事業と同種のものはあるか。</li> </ul>	—	10
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	認定等の区分 ※1		配点(追加点)	
	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等		プラチナえるぼし ※2	5
			3段階目 ※3	4
			2段階目 ※3	3
			1段階目 ※3	2
			行動計画 ※4	1
			プラチナくるみん	4
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)		くるみん(新基準) ※5	3
			くるみん(旧基準) ※6	2
			若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	
合計	基礎点		30	160
	加点		130	
合計(3の審査項目を満たす場合)				165

※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24条)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定  
 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定

※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

## 契約書（製造請負）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
次のとおり製造請負契約を締結する。

- 1 品名 先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務
- 2 数量 別添仕様書のとおり
- 3 仕様 別添仕様書のとおり
- 4 契約金額 ¥ . -  
（製造代金） うち消費税額及び地方消費税額 ¥ . -  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）  
第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第  
72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 納入期限（納期） 別添仕様書のとおり
- 6 納入場所（納地） 別添仕様書のとおり
- 7 契約保証金 徴収免除

### （目的）

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物  
品」という。）を完成させ納入する。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等によ  
り設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額  
を変更することができる。

### （契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約  
保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

### （納入）

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、  
甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
  - 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。  
ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担  
当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。
  - 4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

### （納入検査）

- 第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、  
場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決  
めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。
- 2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の行

う検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第6条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官給品の支給及び貸与)

第7条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

(官給品の保管、引取り)

第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。

2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。

5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第9条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(下請負)

第10条 乙は、物品の製造について、物品の構造、機能、性能に係る部分の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3



号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に下請負(一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。)させる場合は、乙は、下請負承認申請書(別紙様式)を下請負開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請負承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に下請負させるときは、下請負させた業務に係る下請負人の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を下請負させるときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請負人と約定しなければならない。

#### (所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

#### (危険負担)

第12条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (不合格品の引取り)

第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

#### (遅延賠償金)

第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計

算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第16条第1項に該当する場合

(4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又

は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
    - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
    - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
  - 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領

した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### (契約金額の支払)

第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

#### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に

関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあつては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第23条 乙は、物品に係る第三者の権利関係が、特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（保証事項）

第24条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

（契約不適合責任）

- 第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
  - 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
  - 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第10条第1項に規定する下請負の相手方についても、同様とする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第30条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第31条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永 山 貴 大

乙

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人

等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



別紙様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の住所及び氏名	
下請負を行う業務の範囲	
下請負を必要とする理由	
下 請 負 期 間	
下 請 負 率 (全請負に対する下請負の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・ 下請負の相手方の会社概要
- ・ その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**

# 企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

\*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 先端技術流出の防止に関する広報啓発用動画等制作業務

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

## 参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね \_\_\_\_\_ 日間必要）。

納期、履行期限が短い（概ね \_\_\_\_\_ 日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

## 企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等